

存留在船使者二員 蔡玉 吳得榮 人伴四名
存留在船通事一員 梁廷幹 人伴二名
管船火長・直庫二名 阮士元 馬喜
梢水共に六十四名

右の執照は存留通事梁廷幹等に付し、此れに准ぜしむ
崇禎四年（一六三一）三月十六日給す

執照

1-33-07

世子尚豊の、冊封使の迎接のため都通事林世政等を遣わす執照（一六三一、三、一六）

琉球国中山王世子尚（豊）、天使を迎接する事の為にす。

此れに拠るに前事あり。旧年（一六三〇）十月内、すて經に正義大夫蔡廬を差つわし、梢卒を帶領し、迎接せしめ去後なるところなるも、未だ批廻、示諭を蒙らず。大札の関かる所、合あ行に接躡して奔迎し、奉候すべし。此の為に続いて員役を遣わし、咨を捧じ、福建等処承宣布政使司に前往して告授せしむ。起赴の欽差の正使戸科給事中杜（三策）・欽差の副使行人司司正楊（掄）を奉じ、俯伏して迎接するを請う、等の因あり。

此の為に都通事一員林世政を差わし、即便に文を捧じ、来朝の

船隻に附搭せしむ。合に就ち給照し、以て疏行すうぎょうに便ならしむべし。此の為に王府、今、仁字第二十七号半印勘合執照を給し、原遣の通事林世政に付し、収執して前去せしむ。如し津隘しんがいの去処とこの驗実けんじつに遇わば、即便に放行し、遅留して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 林世政 人伴四名

右の執照は都通事林世政に付し、此れに准ぜしむ
崇禎四年（一六三一）三月十六日給す

執照

注（1）奉候 貴人の御機嫌を伺う。

（2）疏行 疏は、さわりなく通る、の意。

1-33-08

世子尚豊の、冊封使の迎接のため正義大夫蔡延等を遣わす執照（一六三一、一〇、一一）

琉球国中山王世子尚（豊）、王爵を請封し愚忠ぐちゆうを効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎四年（一六三一）七月二十一日、欽差の正使戸科右給事中

杜(三策)・欽差の副使行人司正楊(掄)の咨を承准するに、前事あり。稱するに、茲に官を遣わし迎封するに因り、理として合に移咨し、回復して前去すべし、査照して施行せよ、等の因あり。これを准け、奉行す、等の因あり。仰ぎ瞻るに、使命の嚴重にして大札の繋関すれば、理として合に重復して奉迎すべし。此の為に咨して正議大夫・通事等の官の蔡延等を遣わし、往赴して迎接せしむ。合行に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に今、仁字第二十八号半印勘合執照を給し、後に開す員役に付与し、収執して前去せしむ。如し津関の去処の驗実^{とこみ}に遇わば、即便に放行し、稽遲し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 蔡延 人伴十名
使者二員 吳得賢 富盛 人伴四名
通事一員 阮士乾 人伴三名
管船火長・直庫二名 鄭賢 馬德
梢水共に六十一名

右の執照は通事阮士乾に付し、此れに准ぜしむ

崇禎四年(一六三一)十月十一日給す

執照

注(1) 咨 (〇八〇六)(〇八〇七)。

1-33-09

世子尚豊の、冊封使の迎接のため都通事鄭藩猷等を遣わす執照(一六三二、二一、一六)

琉球国中山王世子尚(豊)、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎四年(一六三一)七月二十一日、欽差の正使戸科右給事中杜(三策)・欽差の副使行人司正楊(掄)の咨を承准するに、前事あり。稱するに、茲に官を遣わし迎封するに因り、理として合に移咨し、回復して前去すべし、査照して施行せよ、等の因あり。

これを准け、奉行す、等の因あり。仰ぎ瞻るに、使命の嚴重にして大札の繋関すれば、理として合に重復して奉迎すべし。此の為に旧冬、咨して正議大夫・通事等の官の蔡延等を遣わし、前赴して迎接せしむるも、今春、應該に備咨して都通事・使者等の官の鄭藩猷等を差遣し、前赴して迎接せしむべし。合行に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に今、仁字第二十九号半印勘合執照を給し、後に開す員役に付与し、収執して前去せしむ。如し津関の去処の驗実^{とこみ}に遇わば、即便に放行し、稽遲し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 鄭藩猷 人伴四名
使者二員 馬達魯 袁際昌 人伴四名